

沿岸部に事業所を構える中小企業者のみなさま！
労働者の新たな雇入れには本助成金をご活用ください！



仙台・宮城観光PRキャラクター むすび丸

令和7年12月5日(金)申請受付開始

- ✓ 対象産業政策の支援を受けた沿岸部の事業所で
- ✓ 東日本大震災時に岩手・宮城・福島に住んでいた求職者を
- ✓ 無期雇用または更新可能な1年以上の有期雇用で
- ✓ 令和7年1月1日から令和8年3月31日までに雇入れ(※)

※雇入日によって受付期間が異なります。
詳しくは裏面をご確認ください。

労働者1人につき3年間で、最大120万円を助成！
(1事業所当たり総額最大2,000万円)

Q. 対象産業政策とは？

A：・中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業（グループ補助金）

・スタートアップ加速化支援事業

・津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金

など、国や県の補助金等のことです。

詳しくは県雇用対策課ホームページの「対象産業政策リスト」をご確認ください。

県ホームページ

対象産業政策

リスト1・リスト2



Q. 助成金はいつ頃支払われますか？

A：毎年10月に雇用実績に基づく支給申請書（実績報告書）をご提出いただき審査を経て、

翌年2月頃に支給します。



認定申請

毎年
10月



支給申請兼実績報告

翌年
2月

¥

助成金支給

認定申請(新規)受付は令和7年度で終了となります

申請前に、主要要件を裏面でチェック！

助成対象事業所要件を満たしているか確かめましょう！

STEP 1

～以下の設問について はい いいえ で進んでください～

事業主は中小企業者等に該当するか

対象産業政策を受けた助成対象事業所は沿岸部（注）に所在するか

（注）＜沿岸部＞ 気仙沼市、南三陸町、石巻市、女川町、東松島市、松島町、利府町、塩竈市、七ヶ浜町、多賀城市、仙台市（宮城野区、若林区及び太白区に限る）、名取市、岩沼市、亶理町及び山元町

今回申請する助成対象事業所は宮城県事業復興型雇用創出助成金（Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型又は中小企業型）又は市町村版事業復興型雇用創出助成金の支給決定を過去に受けたことがあるか

今回申請する助成対象事業所に所属している労働者の雇入日は、対象産業政策の採択日以降であるか

今回申請する助成対象事業所に所属している労働者の雇入日はいつか

令和7年1月1日
～
令和7年6月20日

令和7年6月21日
～
令和7年12月31日

令和8年1月1日
～
令和8年3月31日

第2期で申請できる
可能性がございます

ただし、助成金の一部が減額となります

第2期で申請できる
可能性がございます

第3期で申請できる
可能性がございます
※必ず事前相談が必要です

対象となりません

助成対象労働者の主な要件を満たしているか確かめましょう！

STEP 2

- ① H23.3.11時点で岩手県、宮城県及び福島県（被災三県）に所在する事業所に雇用されていた又は被災三県に居住していた方で、**採用選考時点において失業状態にある方**（新規卒者を含む）
- ② 雇用契約が「期間の定めのない雇用」又は「更新可能な1年以上の有期雇用」であること
（要件を満たせば、パート・アルバイトでも申請可能です）
- ③ 雇用保険の一般被保険者又は高年齢被保険者であること
- ④ 申請日時点で助成対象事業所に所属していること
- ⑤ 社会保険に加入していること（加入義務がある場合）

STEP 3

書類を準備して受付期間内に申請しましょう！

県雇用対策課ホームページ掲載の「ご利用の手引」「支給要綱」「QA」で要件の詳細をご確認の上、
「提出書類チェックリスト」「提出書類説明資料（新規申請用）」に沿って申請書類をご準備いただき、受付期間内にご提出ください。



県ホームページ

第2期 令和7年12月5日（金）から 令和8年1月16日（金）まで（当日消印有効）
第3期 令和8年 3月2日（月）から 令和8年3月31日（火）まで（当日消印有効）

書類提出先 及び 問い合わせ先： 宮城県 雇用対策課 雇用創出支援班

TEL: 022-797-4661

〒980-0014

宮城県仙台市青葉区本町3-4-18 太陽生命仙台北町ビル2階

今年度が最後の認定申請（新規）となります。申請を検討されている場合は、お早めにご相談ください。